

し  
知っておこう！

平成28年4月1日施行

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

# 障害者差別解消法

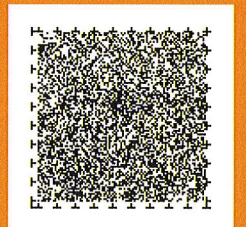


ほうりつ しょうがい ひと ひと たが こころづか たす あ

◎この法律は、障害のある人もない人も、お互いへの心遣いと助け合い  
によって、共に安心して暮らせる社会をつくることを目指しています。

ほうりつ じぎょうしゃ かいしゃ みせ しょうがい ひと

◎この法律は、事業者(会社やお店など)が障害のある人に  
対して障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、  
「合理的配慮の提供」を求めています。



# ふ とう さ べつ てき とりあつか きん し 不当な差別的取扱いの禁止

しょうがい ひと たい せいとう りゆう ていきょう きよひ ばしょ  
障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否、また場所や  
じかんたい せいげん きんし  
時間帯などを制限することを禁止しています。

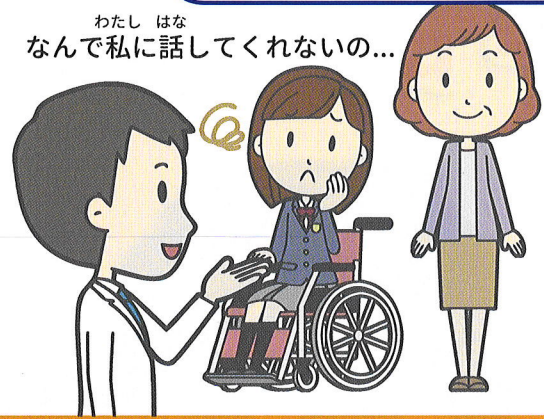
しょうがい ひと むし はな  
障害のある人を無視して話す

しょうがい りゆう ことわ  
障害を理由に断るなんて...



ていきょう きよひ  
サービスの提供を拒否する

わたし はな  
なんで私に話してくれないの...



## ごう り てき はい りよ てい きょう 合理的配慮の提供

しょうがい ひと せいかつじょう ふ べん しゃかいてきしょうへき と のぞ しえん はいりよ  
障害のある人から、生活上の不便(社会的障壁)を取り除くために、支援や配慮を  
もと ほんい たいおう もと  
求められたときに、できる範囲で対応することが求められています。

じょうほうていきょう せつめい おこな  
わかりやすい情報提供や説明を行う

でんしゃ の お  
電車の乗り降りも  
あんしん  
安心だわ!



くるまいす いどう ぼじょ  
車椅子での移動を補助する

き  
聞こえなくても  
もじ  
文字ならわかりやすい!



## わたしたちにできること

じぎょうしゃ みな  
事業者の皆さんへ

ほうりつ ないよう かくにん と く  
この法律の内容を確認して、ぜひ取り組みをはじめてください。

しょうさい ないかくふ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん けんさく  
※詳細は 内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進 で検索

しみん みな  
市民の皆さんへ

しょうがい ひと こま ほんい てつだ ねが  
障害のある人が困っていたら、できる範囲でお手伝いをお願いします。

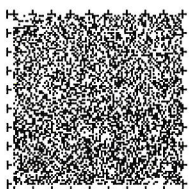
また、点字ブロックの上に自転車や物を置かない等の配慮をお願いします。

## こま 困ったときは

しょうがい りゆう さべつ かん そうだん  
障害を理由とする差別に関するご相談

かしわしやくしよしょうがいしゃそうだんしえんしつ

柏市役所障害者相談支援室 TEL 04-7167-1243 FAX 04-7167-0294



あか は ねきょうどうほぎん はいぶんぎん さくせい  
このパンフレットは、赤い羽根共同募金の配分金により作成されています。